

免税軽油使用者のしおり

《 農 業 用 》

このしおりは、免税軽油使用者の方に知っていただきたいことをまとめたものです。
御一読のうえ、免税軽油の適正な使用・手続きにお役立てください。

免税軽油とは…

バスやトラックなどの燃料である軽油の購入時の価格には、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が含まれています（令和5年4月1日現在）。

一定の手続きを行い、軽油引取税が免除された軽油のことを「免税軽油」といいます。

目 次

1	免税対象となる農業用の軽油について	1
2	免軽軽油使用までの流れについて	1
3	免税軽油の取扱いについて	1
4	報告書の提出について	1
5	申請手続きについて	2
	(1) 免税軽油使用者証（免税軽油共同使用者証）	
	(2) 免税証	
6	免税軽油使用者証の取扱いについて	3
7	免税証の取扱いについて	3
8	免税軽油の使用をやめる場合について	3
9	よくある問い合わせについて	3

1 免税対象となる農業用の軽油について

農業を営む者（又は基幹的農作業のすべてを受託する者）が、農業用機械（下記参照）の動力源に使用する軽油が、免税対象です。「農業を営む者」とは、田畑の耕作など現に事業としての農業を行っている者をいい、その確認のために農業委員会が発行する耕作証明書を申請時に添付していただくことが必要です。

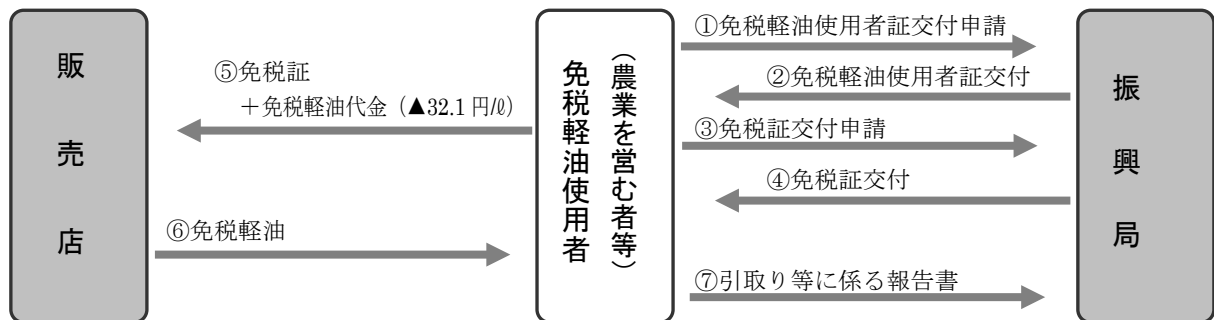
また、税金の滞納などによる欠格事由に該当する場合は、申請しても免税されないことがあります。

免税対象となる機械例（販売証明書等により所有状況を確認します。）

耕うん整地用機械	動力耕うん機、プラウ、トラクター、碎土機、ハロー・鎮圧機	など
栽培管理用機械	施肥用機械、播種機、病害虫防除機、揚水機	など
収穫調整用機械	コンバイン、脱穀機、収草用機械（モア・テッド・レーキ・ロールバー）	など

2 免税軽油使用までの流れについて

免税軽油を使用するには、まず、免税軽油使用者証の交付を受け、次に免税証の交付を受けることが必要です。そして、免税証に記載された販売店で、軽油と免税証を引き換えることにより、免税軽油を購入し、免税対象の機械に使用します。



※①と③の申請は同時に行うことができます。

3 免税軽油の取扱いについて

免税軽油は、免税証に記載された販売業者から購入してください（記載された販売業者以外から購入する場合は、裏面に、販売業者名・引取年月日・住所・業種名及び氏名を記入してください）。

免税軽油は、免税軽油使用者証を所持して免税証により引取りした本人のみが使用できます。引取った免税軽油は知事の承認がなければ他の人に譲渡することはできません。



約 60 mm×105 mm（薄い緑色）

4 報告書の提出について

免税軽油の購入及び使用状況等について、「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「免税軽油使用実績等内訳書」に「納品書」の提示又は写しを添付して、前年の引取分を免税証の有効期限の翌月末（例：有効期限が12/31の場合は翌年1月末）までに報告してください。

共同申請の場合は、それぞれの使用者ごとに報告書を作成することとなっています。「免税軽油の引き取り等に係る報告書」は、代表者がとりまとめ又は代わって作成しても構いませんが、「免税軽油使用実績等内訳書」は使用者ごとに作成及び記載してください。

報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した場合は、処罰されます。報告書が提出されないときは、免税証が交付されませんので、適正な報告をしてください。

5 申請手続について

(1) 免税軽油使用者証（免税軽油共同使用者証）

使用者証の記載事項に**変更がある場合は、直ちに書換えの手続**を行ってください。

使用者証に記載のない機械には免税軽油を使用できません。機械の書換え（変更）を届けなくて機械に免税軽油を給油、使用した場合は、軽油引取税の申告納付が必要となります。

2人以上の利用者が共同で機械を使用する場合等は、免税軽油共同使用者証が必要となります。

(2) 免税証

交付数量は、**耕作面積をもとに農作物や作業の種類に応じて基準により算定した数量**となります。

【各申請における必要書類は下表のとおり】

		新規		書換		更新		継続		備考
		個人	共同	個人	共同	個人	共同	個人	共同	
一 使用者証交付	1 免税軽油使用者証交付申請書	○		○		○				個人申請の場合
	2 免税軽油共同使用者証交付申請書		○		○		○			共同申請の場合
	3 誓約書	○	◎	○	◎	○	◎			共同申請の場合：全員から（別紙により連名も可能） 法人の場合：役員名簿も
	4 機械の販売証明書	◎	◎	◎	◎					機械を新たに登録する場合
	5 県収入証紙（400円）	○	○	○	○	○	○			
	6 農作業受委託契約書	△	△	△	△	△	△			基幹作業全受託の場合
二 免税証交付	7 免税証交付申請書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8 共同申請明細書		◎		◎		◎		◎	
	9 免税軽油必要数量計算書（簡易版）	○	○	○	○	○	○	○	○	9か10どちらか選択
	10 免税軽油所要数量計算明細書及び機械の所有等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11 耕作証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	農業委員会から
	12 耕作（農作業の受託）証明願	△	△	△	△	△	△	△	△	基幹作業全受託の場合
一と二 共通	13 交付済みの免税軽油使用者証			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	14 機械・車両又は設備の明細	△	△	△	△	△	△	△	△	5台以上ある場合
	15 未使用の免税証			△	△	△	△	△	△	残った免税証がある場合
三 実績報告	16 免税軽油の引取り等に係る報告書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	共同申請の場合：全員から（別紙により連名も可能）
	17 納品書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	18 免税軽油使用実績等内訳書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	共同申請の場合：全員から

◎は、事前に準備のうえ申請時に持参するもの。

△は、備考欄の記載事項に該当する場合。

アタッチメントのみの変更、追加の場合は書換の必要はありません。

新規…初めて申請する場合

書換…機械の買換え、住所の変更等、使用者証の記載事項に変更がある場合

更新…使用者証の内容に変わりはないが、使用者証の有効期限が、免税証交付申請期間内にある場合

継続…使用者証の内容に変わりがなく、使用者証の有効期限が、免税証交付申請期間以降の場合

※新規・書換・更新の場合は、複写の申請書用紙を使用してください。

6 免税軽油使用者証の取扱いについて

免税証の申請には使用者証が必要です。紛失しないように厳重に保管してください。万一紛失したときは、直ちに紛失届を提出してください。

7 免税証の取扱いについて

- ・ 免税証は、免税証に記載された有効期間内のみ使用することができます。有効期間を過ぎた免税証は、必ず返納してください。

免税証は、必ず免税軽油の引取りと引換えに、引取量と同数量分の免税証を販売業者に渡してください。販売業者にあらかじめ渡しておくことや、後でまとめて渡すことはできません。

- ・ 免税証は、他の人に譲渡できません。
- ・ 免税証は、軽油の購入代金に含まれる軽油引取税を免除する金券的な性格のもので、**厳重に保管してください**。万一紛失したときは、直ちに紛失届を提出してください。
- ・ 免税証が適正に保管されない場合、免税証が交付されないことがあります。

8 免税軽油の使用をやめる場合について

- ・ 免税軽油の使用をやめる場合には、「返納届出書」及び「報告書」の提出と使用者証及び免税証（未使用分がある場合）を返納してください。なお、免税軽油の在庫がある場合は、申告納付が必要となります。

9 よくある問い合わせ

問1 実際に交付される免税証は、何リットルくらいですか？

(答) 免税証の交付数量は、耕作面積をもとに農作物や作業の種類に応じて基準から算定した数量となります。水稻の一連作業を行っている場合、1町歩につき約100リットル位となります。

問2 農作業の委託を受けている農地の作業についても、免税軽油を使用できますか？

(答) 委託内容が基幹的な作業の全てである場合は、免除対象となります。申請には、受委託契約書の提示や農作業受委託証明書（農業委員会が発行する証明書）が通常の申請書類に加えて必要となります。

※基幹的作業とは…水稻の場合「耕起・代掻き、田植え、稲刈、脱穀調整」、麦、大豆は「耕起・整地、播種、収穫」等、専ら機械を用いて行われるすべての委託を受け、委託者に代わって現実に農作業を行う作業のことです。

問3 畜舎の周りの除雪に免税軽油を使用しても良いですか？

(答) 除雪作業は、直接的に畜産業を営むうえで必要不可欠とは言えず、畜産業固有の作業と言えないので、免税軽油は使用できません。

問4 報告書を提出しなかった場合などの処罰とはどのような内容になりますか？

(答) 報告を行わない、または嘘の報告をした場合は、地方税法により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と定められています。また、免税証を他人に譲渡したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と定められており、他にも罰則規定が定められています。

◆◆ お問い合わせ先 ◆◆

〒023-0075 花巻市花城町1-41

県南広域振興局県税部 花巻県税センター課税課 TEL0198-22-4942

※平日（年末年始除く）8：30～12：00／13：00～17：00にお問い合わせください。